

吉野川市社会福祉協議会広報紙「よっしゃ！福祉吉野川」有料広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、吉野川市社会福祉協議会有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、吉野川市社会福祉協議会が発行する広報紙「よっしゃ！福祉吉野川」（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 縦 50mm×横 82mm
- (2) 2号広告 縦 50mm×横167mm
- (3) 3号広告 縦101mm×横 82mm
- (4) 4号広告 縦101mm×横167mm

- 2 広告の掲載位置は原則として裏表紙下段とし、広告の配置位置は事務局において決定するものとする。
- 3 1回あたりの掲載枠数は、全体で1号広告の4枠分（2号広告は1号広告横2枠分、3号広告は1号広告縦2枠分、4号広告は1号広告4枠分として数える。）を限度とする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、次の各号に定める額とする。

- (1) 1号広告 6,000円
- (2) 2号広告 12,000円
- (3) 3号広告 12,000円
- (4) 4号広告 24,000円

ただし、年度内に2回継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、それぞれの月額料金から割り引くものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の申込みは、吉野川市社会福祉協議会広報紙「よっしゃ！福祉吉野川」有料広告掲載申込書（様式第1号）によるものとする。

- 2 申込みは、掲載を希望する広報発行日の2か月前の月の初日までとする。
- 3 同一の広告主が申し込むことができる広告は、広報1号につき1件を限度とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間を広報紙発行1号単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(広告の版下原稿作成)

第6条 広告主は、広告掲載決定後、速やかに広告の版下原稿を提出しなければならない。

- 2 広告の版下原稿は、広告主により作成するものとし、広報発行日の1月前の初日までに提出しなければならない。
- 3 前項の版下原稿の規格は、別に定めるものとする。

(広告主の届出義務)

第7条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、吉野川市社会福祉協議会広報紙「よっしゃ！福祉吉野川」有料広告掲載中止・変更届（様式第3号）により、速やかに会長に届け出なければならない。ただし、第1号に該当するときは、やむを得ない理由がある場合を除き、広告を掲載する広報紙発行日の1か月前までに届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を中止し、又は辞退するとき。
- (2) 広告の内容を変更するとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、有料広告掲載申込書又は提出資料等の内容に変更があったとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。